

海外療養費支給申請に対する審査の強化について

海外療養費とは、やむを得ない理由で海外で治療を受けた場合、保険者に申請して頂き審査に通る事で、医療費の一部を支給する制度です。最近この制度を悪用し、不正に支給を受けている事例が多発しています。

これを受け、厚生労働省より海外療養費不正受給の対策を示す通達が出され、小売こくほでも海外療養費の不正請求防止のため、一層の対策を進める事となりました。



海外療養費不正請求対策

1. 海外療養費の支給申請をする場合、パスポートの提示をお願いします。

これは海外において治療を受けたとされる渡航の事実や、治療が渡航期間内に行われたものであるかを確認するためです。

2. 海外療養費の申請に必要な診療内容明細書及び領収書の審査を強化します。

不正が疑われる場合、現地医療機関等の存在・所在地等の確認や、必要に応じて現地医療機関等への問い合わせをさせていただきます。

もし海外療養費不正請求があれば……

不正請求事例をその他の市町村・国保組合と情報を共有するため、厚生労働省へ報告し、警察に相談・連携の上、適切な対応を取らせて頂きます。

[海外旅行中に病気になり治療を受けました。帰国後、いちば国保に請求できますか？](#)

医療費は皆さんの大切な保険料より賄われています。医療費適正化のため、小売こくほより必要書類の提示を求められましたら、ご協力のほどよろしくお願いいたします。